

第16期 定時株主総会 招集ご通知

EAJ Escrow
Agent
Japan

開催日時

2023年5月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

- ・当日は、適切な感染防止策を講じたうえで開催させていただきます。
- ・株主様の議決権は、書面又は電磁的方法（インターネット等）で行使することができます。本招集ご通知に記載の4頁「議決権行使についてのご案内」及び5頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。
- ・登壇役員と運営スタッフは、検温を含め、あらかじめ体調を十分に確認したうえで、マスク着用にて参加することといたします。
- ・本総会に係る重要なお知らせがある場合、当社ウェブサイト（<https://www.ea-j.jp/>）にてお知らせいたします。

*なお、お土産・飲料水のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ



株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

代表取締役社長 **成宮 正一郎**

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
第16期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、金融、不動産、建築、士業専門家に対して、住宅建築から不動産売買、住宅ローンなどのバックオフィス業務を担い、高セキュリティのオペレーションセンターによる大量案件処理と専門的な不動産の手續と決済に最適なクラウドサービスを提供することで、従来のアナログな業務処理体制のデジタル化を実現し、不動産に関する手続きと決済のDX化をサポートしております。

直近の不動産価格の上昇や不動産取引件数の鈍化など、当社グループを取り巻く環境が変化していく中、相続市場の拡大やマイナンバーカードの普及など、手続きのデジタル化の潮流は勢いを増していくものと思われ、取引の堅確化、効率化を担う存在として、当社グループに対する市場からの期待は益々大きくなっております。

当社グループは、士業専門家の総合事務所を原点に、米国のタイトル・インシュアランスやエスクロービジネスに倣い、法制度や商慣習から課題を整理し、テクノロジーを活用してBPOとクラウドサービスによるオンリーワンな独自のビジネスモデルを展開してまいりました。

当社グループは、中期経営ビジョン2022-2024のテーマである「さまざまなテクノロジーと知見を活用し、不動産に関する手続きと決済のDX化を加速させる」に基づき、DX化やそれを担う人材（ダイバーシティ・インクルージョン）に対する投資を積極的に行い、「時間や場所の制限がなく24時間365日、いつでも、どこでも、安心・安全に不動産に関する手続きや取引決済を可能とする」プラットフォームの構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 6093
2023年5月10日
(電子提供措置の開始日 2023年5月1日)

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

代表取締役社長 成宮 正一郎

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.ea-j.jp/ir/event/meeting-of-shareholders.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスクロー・エージェント・ジャパン」又は「コード」に当社証券コード「6093」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日はご出席いただくほかに書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁「議決権行使についてのご案内」及び5頁「インターネット等による議決権行使のご案内」に従って、2023年5月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年5月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールD5 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第16期（2022年3月1日から2023年2月28日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第16期（2022年3月1日から2023年2月28日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- 事業報告：その他企業集団の現況に関する重要な事項、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- 計算書類：株主資本等変動計算書及び個別注記表

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年5月25日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年5月24日(水曜日) 午後6時到着分まで

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳しくは、本招集ご通知記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」(4頁)をご覧ください。

行使期限 2023年5月24日(水曜日) 午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

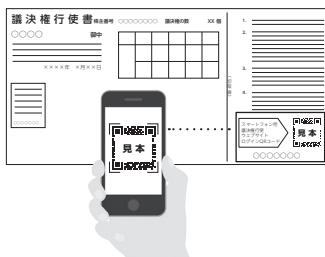
※ 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

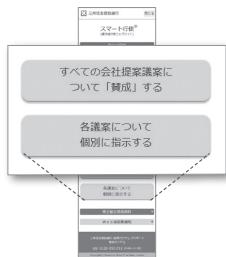
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

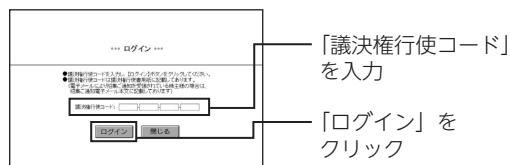
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

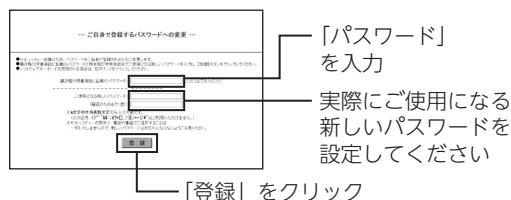
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、積極的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の方針及び当事業年度の業績、経営環境などを考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 4円00銭 総額 174,604,812円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年5月26日

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役8名全員が、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制を見直し、より機動的な意思決定を行うことを目的に1名減員し、社外取締役3名を含む取締役7名（再任6名、新任1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選定にあたりましては、指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が独立社外役員）の審議を経て取締役会が決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1	ほんま ひであき	所有する当社の株式数	3,145,821株	再任
	本間 英明	取締役在任年数	18年10ヵ月	
		取締役会出席状況	18/18回	
	1957年11月24日生			



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 2月	本間英明土地家屋調査士事務所開設	2014年 5月	(株)エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト(現(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託)取締役就任(現任)
1985年11月	(株)中央調査設計 取締役社長就任	2017年 7月	(株)中央グループ 取締役就任
2004年 7月	(株)アイディーユー総合事務所(現当社)代表取締役就任	2017年11月	(株)中央グループ 代表取締役会長就任(現任)
2007年 4月	当社 代表取締役社長就任	2018年 4月	(株)ネグブラン 取締役就任
2009年 5月	(株)中央グループホールディングス 代表取締役会長就任	2021年 5月	当社 代表取締役会長就任(現任)
		2023年 3月	(株)サイバーリンクス 社外取締役就任(現任)

取締役候補者とした理由

当社創業以来、代表取締役として豊富な経験・実績・見識を有し、当社グループの経営を牽引しており、当社の企業価値向上に貢献しております。今後においても経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など同氏の強いリーダーシップが当社グループの事業拡大に適任であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。

2

きざわ ひろゆき
喜沢 弘幸

1955年7月21日生

所有する当社の株式数 43,655株
取締役在任年数 7年
取締役会出席状況 17/18回

再任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年 4月	(株)大和銀行 (現(株)りそな銀行) 入行 (梅田支店)	2008年 6月	同行 取締役専務執行役員 コンプライアンス統括部担当兼サービス改革部担当就任
1994年 4月	同行 池袋西口支店長就任	2010年 6月	同行 取締役専務執行役員審査部担当就任
2002年 3月	(株)大和銀ホールディングス (現(株)りそなホールディングス) 企画部付部長就任	2013年 4月	りそなビジネスサービス(株)代表取締役社長就任
2003年 8月	(株)りそな銀行 大手町営業部営業第三部長就任	2016年 5月	当社 取締役就任
2003年10月	同行 執行役 ローン事業部担当就任	2016年 6月	コクサイエアロマリン(株)非常勤監査役就任 (株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託 取締役会長就任 (現任)
2005年 6月	同行 常務執行役員 ローン事業部長就任	2017年 1月	(株)高田屋 非常勤監査役就任 (現任)
2006年 6月	同行 専務執行役員 住宅ローンビジネス部担当兼不動産ビジネス部、不動産営業部担当就任	2017年 5月	当社 専務取締役就任
2007年 6月	同行 専務執行役員 コンプライアンス統括部担当兼サービス改革部担当就任	2019年 9月	経営企画本部長就任
		2021年 5月	当社 取締役副会長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたる大手金融機関での業務及び経営に関する豊富な経験・実績・見識を有し、当社において事業拡大及び企業価値の向上に貢献しております。今後においても当社の経営戦略の策定・推進及び事業拡大に適任であると判断することから、引き続き取締役候補者とするものであります。

3

なりみや しょういちろう

成宮 正一郎

1977年1月26日生

所有する当社の株式数

45,921株

取締役在任年数

8年

取締役会出席状況

18/18回

再任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2000年4月	雪印乳業(株)入社	2014年7月	当社 経営企画室長就任
2003年1月	日本ミルクコミュニティ(株)転籍	2015年5月	当社 取締役就任
2004年1月	司法書士中村合同事務所入所	2016年3月	当社 営業本部長就任
2005年1月	(株)プラスワン入社	2017年7月	当社 常務取締役就任
2007年5月	(株)マザーズエスクロー(現当社)入社	2018年6月	当社 不動産事業本部長就任
2007年9月	当社転籍	2019年5月	(株)中央グループ 取締役就任 (現任)
2009年6月	当社 執行役員就任	2021年5月	当社 代表取締役社長就任
2014年5月	(株)エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト(現(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託)取締役就任 (現任)	2022年4月	当社 代表取締役社長 不動産事業本部担当就任 (現任)
		2022年6月	(株)サムポローニア 代表取締役社長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

当社において経営企画室長、営業本部長及び不動産事業本部長を歴任し、業界に対する豊富な経験・実績・見識を有しております。また、2021年5月より代表取締役社長に就任し、業容拡大に貢献し当社の事業基盤を支えております。今後においても当社ビジネスモデルの構築に強いリーダーシップを発揮し、経営の重要事項の決定及び業務執行に適任であると判断し、更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

4

おおた まさかげ
太田 昌景

1975年5月2日生

所有する当社の株式数 39,901株
 取締役在任年数 8年
 取締役会出席状況 18/18回

再任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2000年10月	朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社	2016年6月	(株)エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト(現(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託) 取締役就任（現任）
2004年3月	公認会計士試験第3次試験合格	2017年7月	(株)中央グループ 取締役就任（現任）
2006年8月	ユニファイド・パートナーズ(株)入社	2018年4月	(株)ネグプラン 取締役就任
2007年1月	(株)ジャスダック証券取引所（現(株)日本取引所グループ）入社	2018年6月	当社 人事部長就任
2010年7月	金融庁証券取引等監視委員会事務局 当社入社	2019年9月	当社 人事総務部長就任
2014年7月	当社 管理本部長就任	2021年3月	当社 取締役 執行役員 管理本部担当就任
2014年10月	当社 管理本部長就任	2022年4月	当社 取締役 管理本部担当就任（現任）
2015年5月	当社 取締役就任	2022年6月	(株)サムポローニア 取締役就任（現任）
2015年6月	当社 執行役員就任		

取締役候補者とした理由

当社において管理本部長、人事総務部長における豊富な職務経歴・実績及び公認会計士として監査法人・証券取引所で培ってきた豊富な経験・実績・見識を活かし、経営監督、業務執行及びコーポレートガバナンス体制の強化に貢献しております。今後においても経営の重要事項の決定及び業務執行に適任であると判断し、更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

5

だい ゆう じ
臺 祐二

1955年1月20日生

所有する当社の株式数 54,041株
 社外取締役在任年数 8年11ヵ月
 取締役会出席状況 18/18回

再任 社外 独立



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年11月	監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社	2013年7月	公認会計士臺祐二事務所 所長（現任）
1982年9月	公認会計士登録	2013年9月	(株)ABP 代表取締役社長（現任）
2001年5月	代表社員登用	2014年6月	当社 社外取締役就任（現任）
2002年8月	新潟事務所長就任	2015年4月	山下ゴム(株) 監査役就任（現任）
2011年7月	東京事務所第2事業部副事業部長就任	2015年12月	(株)ニーズウェル 監査役就任
2013年6月	有限責任 あずさ監査法人退社	2016年6月	(株)コロナ 取締役（監査等委員）就任

<重要な兼職の状況> 公認会計士臺祐二事務所 所長、NTT都市開発リート投資法人 監督役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接経営に関与した経験はありませんが、長年における公認会計士として培った豊富な経験・実績・見識を有しており、2014年6月の社外取締役就任以降、取締役会の審議において経営の重要事項の決定に関し、これらの経験・見識を活かした積極的な意見・提言により、取締役会の監督機能の強化に寄与いただいております。今後とも上記の役割を期待し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

6

かがわ あきひこ
加川 明彦

1955年10月6日生

所有する当社の株式数

3,005株

社外取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

18/18回

再任 社外 独立**略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1980年 4月 (株)東京銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行
 2006年 6月 同行 執行役員 外貨資金証券部長就任
 2007年 5月 同行 執行役員 金融市場部長就任
 2010年 5月 同行 執行役員 総合リスク管理部長就任
 2012年 5月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ
 常務取締役 リスク管理及びコンプライアンス担当就任

2014年 5月 同社 専務取締役 リスク管理及びコンプライアンス担当就任
 2015年 6月 有限責任監査法人トーマツ ディレクター就任
 2016年 7月 同社 パートナー就任
 2021年 5月 当社 取締役就任 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年における大手金融機関での豊富な経験・実績・見識を有しており、これまでに培われた幅広い識見と専門的な視点を活かした積極的な意見・提言により、取締役会の監督機能の強化に寄与いただいております。今後とも上記の役割を期待し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

7

まる お こういち
丸尾 浩一

1960年8月17日生

所有する当社の株式数

-株

新任 社外 独立**略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1984年 4月 大和証券(株)入社
 2009年 4月 大和証券エスエムビーシー(株)
 執行役員就任
 2012年 4月 大和証券(株) 常務執行役員就任
 2013年 4月 同社 常務取締役就任
 2015年 4月 同社 専務取締役就任

2021年 4月 同社 エグゼクティブアドバイザー就任
 (株)Major7th設立 代表取締役社長就任 (現任)
 2021年11月 (株)USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役就任 (現任)

<重要な兼職の状況>(株)Major7th 代表取締役社長、(株)USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年における大手証券会社での豊富な経験・実績・見識を有しており、これまでに培われた幅広い識見と専門的な視点を活かして、当社の取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための意見・提言により取締役会の監督機能の更なる強化を期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.臺祐二氏、加川明彦氏及び丸尾浩一氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.臺祐二氏及び加川明彦氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、丸尾浩一氏が社外取締役に選任され就任した場合は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
- 4.臺祐二氏及び加川明彦氏は、現在当社の社外取締役ですが、それぞれの社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって臺祐二氏が8年11ヵ月、加川明彦氏が2年となります。
- 5.当社は、臺祐二氏及び加川明彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、丸尾浩一氏が社外取締役に選任され就任した場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 6.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年11月に当該保険契約を更新する予定であります。
- 7.本間英明氏は、当社の経営を支配する者であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役水落一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者小埜寺哲雄氏は、水落一氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、その任期は当社定款第30条の規定により、退任された監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

お の で ら て つ お
小埜寺 哲雄

所有する当社の株式数

400株

新任

1955年9月21日生



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年4月	(株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 (錦糸町支店)	2004年5月	NTTコミュニケーションズ(株)入社 金融イノベーションシステム部担当部長就任
1986年10月	同行 人事部主任及び部長代理就任		
1993年7月	同行 事務部事務企画室部長補佐就任	2006年5月	(株)DACS 入社
1995年10月	同行 丸の内支店副支店長、早稲田支店支店長、江戸川南支店支店長 歴任	2011年1月	同社 東京支店副支店長、執行役員アウトソーシングサービス本部長、BPOサービス第二部エグゼクティブアドバイザー等 歴任
2002年10月	(株)りそなホールディングス 事務システム部次長 システム子会社統合検討プロジェクト責任者就任	2018年4月	当社入社 情報システム室付室長就任
2003年7月	(株)りそな銀行 錦糸町支店支店長就任	2019年6月	当社 情報システム室長就任
		2020年5月	当社 内部監査室長就任(現任)

監査役候補者とした理由

当社において情報システム室長、内部監査室長を歴任し、長年における大手金融機関での豊富な経験・実績・見識を有しており、客観的立場から監査の妥当性を確保していただけるものと判断し、監査役候補者とするものであります。

(注)1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。候補者が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年11月に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

(ご参考) スキルマトリックス

氏名	当社における現在の地位	属性	候補者が有する専門性					
			企業経営	財務会計	営業マーケティング	ガバナンスリスクマネジメント	法務コンプライアンス	デジタルIT
本間 英明	代表取締役会長		●		●			
喜沢 弘幸	取締役副会長		●				●	●
成宮 正一郎	代表取締役社長		●		●			●
太田 昌景	取締役			●		●	●	
臺 裕二	取締役	【社外】 【独立】		●		●		
加川 明彦	取締役	【社外】 【独立】	●		●	●		
丸尾 浩一	—	【社外】 【独立】			●	●		●
小笠寺 哲雄	—			●		●		●
山本 隆	監査役	【社外】 【独立】				●	●	
野口 正敏	監査役	【社外】 【独立】	●			●	●	

事業報告 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年3月1日～2023年2月28日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立により正常化が進む中、緩やかな持ち直しの動きが継続しました。一方で、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているほか、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

また、不動産市場については、住宅取得の支援制度の充実、金融緩和政策の維持、及びテレワークの普及等により住宅取得ニーズは高いものの、足元ではやや鈍化する状況が見られました。

このような事業環境の中、当連結会計年度においては、金融機関向け新規サービスの拡充が着実に進むなか、下期以降、住宅ローン市場停滞の影響を受け、受託業務の取扱件数が期首に想定していたよりも減少いたしました。不動産事業向けサービスの主力商品である「H'OURS（アワーズ）」においても、案件獲得は着実に進み、大量業務処理を行う中、品質の維持・向上のための投資を継続しておりますが、サービス導入に関する事業者様の現場への周知に遅れが生じ、期首の受注計画を下回りました。

また、期中に連結子会社となった株式会社サムポローニアにつきましては、当社グループの持続的成長への貢献を開始しておりますが、事業開始に係るインフラ設備等の支出が発生いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は3,710,804千円（前連結会計年度比4.4%増）、営業利益は208,139千円（前連結会計年度比66.1%減）、経常利益は245,392千円（前連結会計年度比60.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は76,141千円（前連結会計年度比81.3%減）となりました。一部の取引先に対する債権について、相手先の経営状況及び財務状況を踏まえて回収可能性を慎重に検討した結果、176,816千円を貸倒引当金繰入額として販売費及び一般管理費に計上したため、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は大きく減少いたしました。

	第15期 (2022年2月期)	第16期 (当連結会計年度) (2023年2月期)	前連結会計年度比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	増減率
売上高	3,552,931	3,710,804	157,872	4.4%増
営業利益	614,350	208,139	▲406,211	66.1%減
経常利益	619,225	245,392	▲373,833	60.4%減
親会社株主に帰属する当期純利益	406,614	76,141	▲330,473	81.3%減

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

エスクローサービス事業

売上高
1,308百万円
(前連結会計年度比27.5%増)

(エスクローサービス事業)

エスクローサービス事業においては、土業専門家、金融機関、不動産事業者及び建築事業者に対し、不動産取引の安全性の向上に寄与する業務支援(事務管理・支援)システムにより、取引に関わる業務の効率化に資する各種サービスを提供しております。また、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェンツ・ジャパン信託における信託サービス、相続手続き代行サービスでは決済の安全性確保、財産保全等のニーズに対応しております。

当連結会計年度においては、住宅ローン市場停滞の影響等を受けたものの、2022年10月より株式会社サムポローニアが司法書士業務総合支援システムであるサムポローニアシリーズの提供を開始し、セグメント売上高の増加に貢献いたしました。

しかしながら、業務支援システムの刷新に伴う投資の増加に加えて、株式会社サムポローニアの事業開始に伴うインフラ構築等の初期投資を行ったこと、また、上述のとおり一部の取引先に対する債権について、相手先の経営状況及び財務状況を踏まえて回収可能性を慎重に検討した結果、176,816千円を貸倒引当金繰入額として販売費及び一般管理費に計上したことにより、セグメント利益は前連結会計年度比で減少しております。

以上の結果、セグメント売上高は1,308,601千円（前連結会計年度比27.5%増）、セグメント利益は387,881千円（前連結会計年度比46.8%減）となりました。



BPO事業

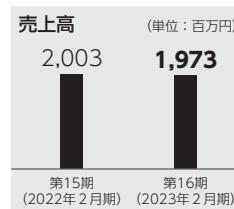
売上高
1,973百万円
(前連結会計年度比1.5%減)

(BPO事業)

BPO事業においては、金融機関における住宅ローンに係る事務受託等によりクライアントの業務課題を解決するためのサービスを提供しております。また、連結子会社の株式会社中央グループでは、建築・開発設計サービス、土業専門家への業務支援サービスや建築事業者向け各種コンサルティングサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、金融機関向けの業務受託サービスは堅調に推移したものの、前連結会計年度に実施されていたグリーン住宅ポイント制度が終了したことにより建築事業者向けの申請支援サービスの売上及び営業利益が前年実績を下回る結果となりました。

以上の結果、セグメント売上高は1,973,911千円（前連結会計年度比1.5%減）、セグメント利益は425,309千円（前連結会計年度比4.6%減）となりました。



不動産オークション事業

売上高
428百万円

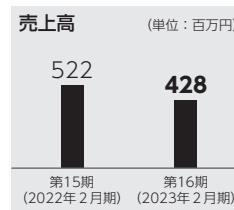
(前連結会計年度比18.1%減)

(不動産オークション事業)

不動産オークション事業においては、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェンツ・ジャパン信託にて、主に税理士等の士業専門家からの相談に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産取引の機会の場を提供しております。これにより売買後のトラブルや紛争を未然に回避することができるほか、取引価格については入札方式を採用することによって透明性の高い価格形成が可能となり、不動産取引の利便性、安全性の向上に寄与しております。

当連結会計年度においては、新規案件の獲得は着実に進みましたが、翌期への継続案件もあり、前年実績を下回る結果となりました。

以上の結果、セグメント売上高は428,291千円（前連結会計年度比18.1%減）、セグメント利益は95,640千円（前連結会計年度比29.0%減）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました有形固定資産及び無形固定資産への設備投資の総額は118,337千円であり、主なものは、業務システム開発に係る設備投資77,563千円及び社内インフラ機器に係る設備投資14,788千円です。

その他重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は2022年6月17日付で子会社の株式会社サムポローニアを設立し、同年10月1日を効力発生日として、株式会社日立ソリューションズ・クリエイトよりサムポローニア事業を譲り受けました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

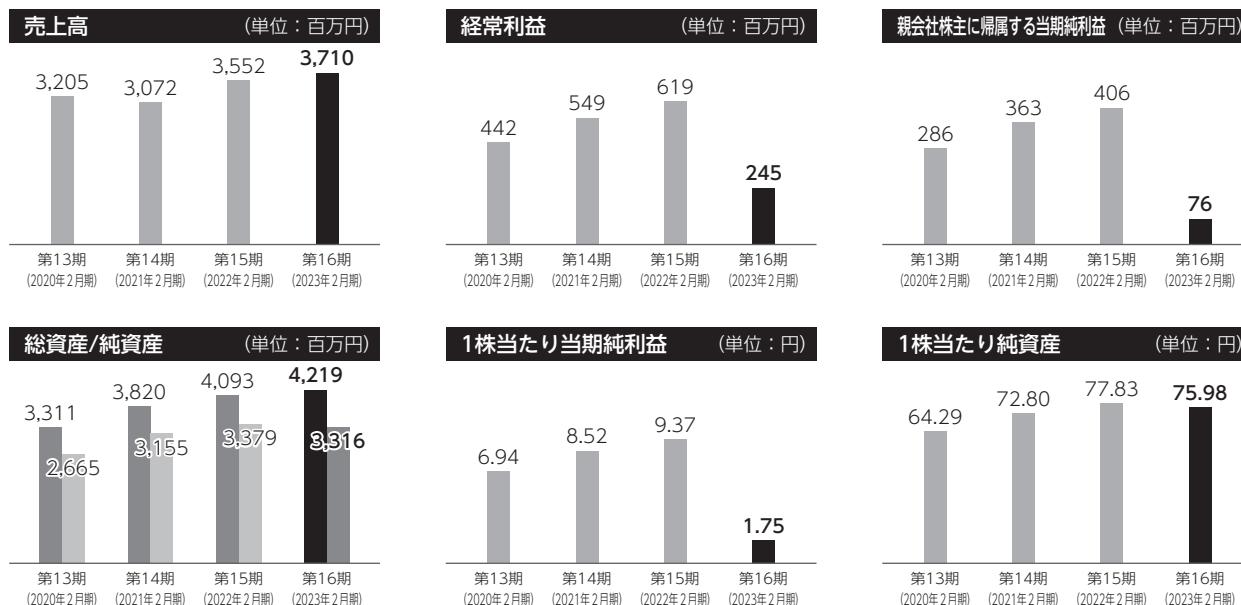
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況



区分		第13期 (2020年2月期)	第14期 (2021年2月期)	第15期 (2022年2月期)	第16期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
売上高	(千円)	3,205,512	3,072,866	3,552,931	3,710,804
経常利益	(千円)	442,777	549,687	619,225	245,392
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	286,928	363,750	406,614	76,141
1株当たり当期純利益	(円)	6.94	8.52	9.37	1.75
総資産	(千円)	3,311,495	3,820,638	4,093,815	4,219,766
純資産	(千円)	2,665,229	3,155,011	3,379,288	3,316,715
1株当たり純資産	(円)	64.29	72.80	77.83	75.98

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第13期 (2020年2月期)	第14期 (2021年2月期)	第15期 (2022年2月期)	第16期 (当事業年度) (2023年2月期)
売上高	(千円)	1,775,516	1,948,635	1,978,845	1,908,268
経常利益又は損失(▲)	(千円)	231,814	407,470	272,087	▲53,485
当期純利益又は損失(▲)	(千円)	158,442	276,118	183,036	▲116,007
1株当たり当期純利益又は損失(▲)	(円)	3.83	6.47	4.22	▲2.66
総資産	(千円)	2,694,353	3,150,313	3,073,163	2,804,979
純資産	(千円)	2,346,547	2,748,696	2,749,397	2,494,674
1株当たり純資産	(円)	56.57	63.43	63.32	57.15

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は損失(▲)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託	100,000千円	100%	信託サービス、相続手続き代行サービス及び不動産オークション事業
株式会社中央グループ	10,000千円	100%	建築・開発設計サービス、土業専門家への業務支援サービス及び建築事業者向け各種コンサルティングサービス
株式会社サムポローニア	10,000千円	100%	システムの設計・構築・運用・保守・コンサルティング、ソフトウェアパッケージの開発・販売、各種ソフトウェアの受託開発、情報処理サービス及び情報処理機器の販売・保守

(注) 2022年6月17日付で株式会社サムポローニアを新設し、2022年10月1日付で株式会社日立ソリューションズ・クリエイトからサムポローニア事業を譲受しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、時間や場所の制限がなく、いつでも、どこでも、安心・安全に不動産に関する手続きや取引決済を可能とする「24時間365日化」を目指すべきビジョンとし、住宅ローン、不動産売買、住宅建築及び相続等の様々なカテゴリーにおいて非対面化、デジタル化、自動化を推進することで、不動産取引に関わる取引関係者向けに利便性が高く安全な環境へ変革し、顧客の期待に応えてまいります。具体的には以下に対処すべき課題として、各施策を実行してまいります。

①事業規模の拡大

「24時間365日化」を広く実現するためには、当社グループのサービス実績を着実に積み上げ、知名度を向上させ、更なる信用・信頼を獲得する必要があります。そのために、手続きと決済の非対面化と書類のデジタル化の実現により顧客の利便性を向上させるサービスのDX化を推進します。具体的には、取引に関連する契約の非対面化や不動産登記に関する書類のデジタル化、不動産登記の完全オンライン申請、AIを活用した建築業務のデジタル化等の支援により、サービスの利用件数増加に取り組んでまいります。

②労働集約型ビジネスモデルからの脱却

顧客ごとに分散した従来の労働集約型のビジネスモデルでは、人財の採用、教育や研修のプロセスに一定の時間を要し、迅速な事業規模の拡大に対応できない可能性があります。事業規模の拡大により発生する大量業務に対応し、ローコストオペレーションにより競争力を一層強化するためには、大量業務を集約し、業務プロセスの標準化・共通化を実現する必要があります。そのために、住宅ローンの貸出時から完済時（相続や担保権抹消等）へ業務領域を拡大し、複数顧客業務が利用可能なオペレーションセンターの増設や、金融機関向けサービスに止まらず不動産事業者、建築事業者及び士業専門家等複数の業務に対応できるオペレーションセンターの構築（マルチユース化）に取り組んでまいります。

③不動産取引に関するリスクへの対応

取引関係者の高齢化やデジタルシフトによる不動産取引プロセスの変化等から発生する新たなリスクに対し、従来以上に適切なリスクコントロールが必要となります。その実現に向け、不動産取引に関するリスクの分析と事務過誤の原因となる業務を自動化することにより、確実に手続きと決済を行う業務プロセスを構築し、当社グループが提供する不動産取引保証[®]の標準化を推進します。具体的には、事業会社の業務系システムとの連携による業務の自動化を進めること等により事務過誤の原因となる手作業による業務を削減し、重要書類のデジタルストレージ化により、紛失・漏洩リスクを排除いたします。また、不動産登記情報の解析により潜在リスクが判定できるよう取り組んでまいります。

④人財採用・育成及び従業員の意欲・能力・満足度の向上

当社グループの持続的な成長のためには人財の採用・育成は重要課題のひとつであります。重要施策を推進するためには、業務に関する十分な知見を有することはもとより、国籍や性別等に関係なく多様な人財を採用し、その人財が活躍できる機会・環境を提供していく必要があります。当社グループでは、「人事基本方針」を定め、従業員にとって一層働きがいのある会社であり続けるよう積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

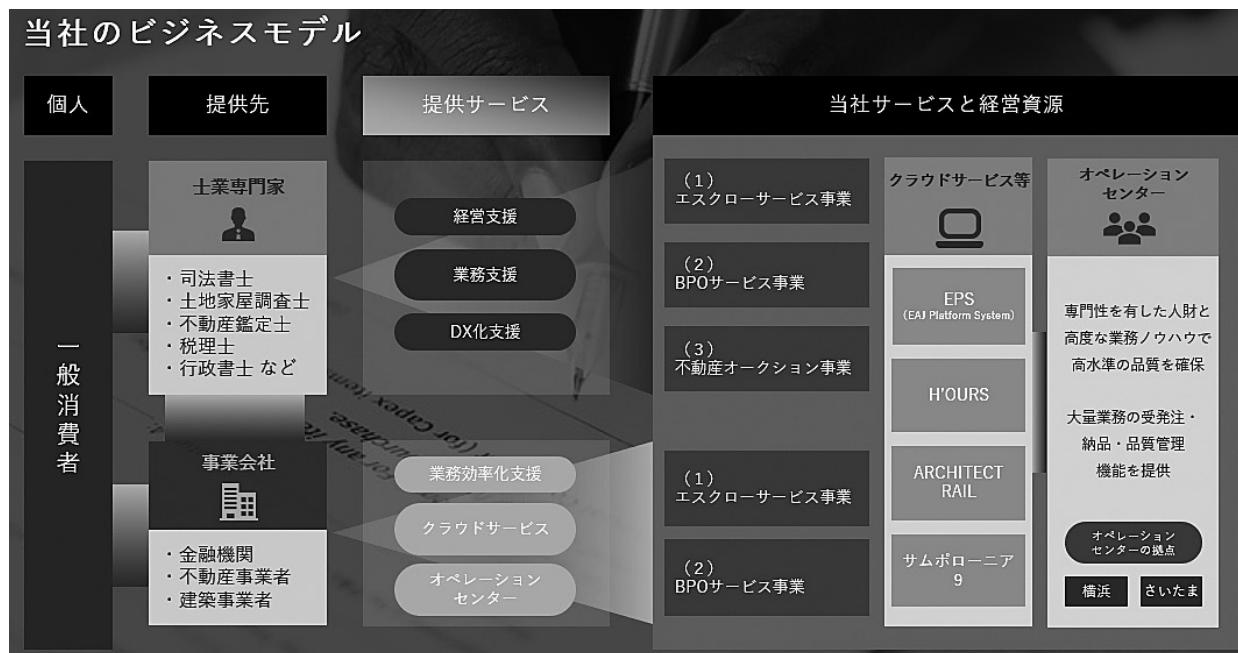
当社グループは、金融、不動産、建築に関する取引の手続き・決済分野における取引支援の知見を活かし、取引関係者の業務を一貫してサポートするワンパッケージサービスを提供しております。当社グループのサービスは、「エスクローサービス事業」、「BPO事業」、「不動産オークション事業」の3つにセグメント区分されており、金融機関、不動産事業者、建築事業者及び士業専門家に対してこれらのサービスを事務の合理化や安全性を向上させるために提供しております。

事業区分	事業内容
エスクローサービス事業	<p>エスクローサービス事業においては、士業専門家、金融機関、不動産事業者及び建築事業者に対し、不動産取引の利便性、安全性の向上に寄与する各種支援システム等により、業務の効率化に資する各種サービスを提供しております。また、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託における信託サービス、相続手続き代行サービスでは決済の安全性確保、財産保全等のニーズに対応しております。</p> <p>エスクローサービス事業における各業務内容は以下のとおりです。</p> <p>① 士業専門家向け支援サービスの提供</p> <p>士業専門家に対し、その専門サービスの利便性・安全性を向上し、業務を効率化するための各種支援サービスを提供しております。当支援サービスは、士業専門家のサービス提供や内部管理体制を一層高度化するためのDX推進支援を含みます。また、当支援サービスはクラウドシステム「EPS(EAJ Platform System)」を通じて提供しております。「EPS」は、取引関係者に対し不動産取引に係る各種事務、特に士業専門家の業務に関する受発注管理、進捗管理及び品質管理等に資するシステムではありません。</p> <p>また、連結子会社の株式会社サムポローニアでは、主に登記申請に関連する分野において、クラウド環境下におけるオンライン申請機能や情報管理機能など多様な機能を有するシステムを通じて、士業専門家へサービスを提供しております。</p>

事業区分	事業内容
エスクローサービス事業	<p>② 非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」 取引関係者が非対面にて不動産取引決済を完結できるパッケージサービス「H'OURS」を提供しています。 「H'OURS」は不動産売買を希望される売主・買主に対して、決済当日に金融機関から受け取る融資金や買主の自己資金を信託口座で保全・管理し、司法書士による決済可能な判断（本人確認や必要書類の確認）をもって信託口座より関係各所への送金を行い、不動産売買における所有権移転を確実に実施するサービスです。 また、「H'OURS」を利用した取引を対象として、司法書士及び売主に起因する事故が発生した際、損害回避のための事態収拾を行った上で、その結果発生した買主の実損額を一時的に保証する不動産取引保証[®]サービスを提供しています。</p> <p>③ エスクロー口座サービス 金融機関が確実な融資実行を行うためのスキームとして信託口座を用いたサービスを提供しております。 融資時において金融機関から信託口座に送金された融資金に対して、当社が融資実行条件（所有権保存・移転、抵当権設定等が可能な状態であることの確認）が成立したことを確認後、融資実行指図を行うことにより、取引の安全性を担保しております。 また、住宅の建築を伴う住宅ローン申込者に対しては、信託口座で工事代金を預かり工事進捗の確認及び進捗に応じた工事代金の支払指示や、請負工務店の事情により建築工事が滞った場合にはバックアップ工務店（注1）選定等のサポートサービスも提供しております。 連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託では、管理型信託機能を活用した各種サービスや不動産取引における売買代金、ローン、仲介手数料等の資金決済に関する安全性を担保する商品を展開しております。 （注1）当初の工事請負工務店の建設工事請負契約上の地位を承継させる工務店</p> <p>④ 相続手続き代行サービス 金融機関を通じて依頼のあった申込者に対して、相続に関する様々な手続きを代行するサービスです。</p> <p>⑤ 登記情報取得ファイリングシステム 登記情報を一括取得するシステムを提供しております。</p>

事業区分	事業内容
BPO事業	<p>BPO事業（注2）においては、金融機関における住宅ローン融資に係る事務受託等によりクライアントの業務課題を解決するためのサービスを提供しております。</p> <p>また、連結子会社の株式会社中央グループでは、建築・開発設計サービス、土業専門家への業務支援サービスや建築事業者向け各種コンサルティングサービスを提供しております。</p> <p>(注2) BPO…Business Process Outsourcingの略。特定業務の外部委託</p> <p>BPO事業における具体的な業務内容は以下のとおりです。</p> <p>① 業務受託サービス</p> <p>住宅ローン融資に係る業務の受託を行っております。また、オペレーションセンターの共同利用による業務効率化やノウハウの活用により、ローコストオペレーションの実現をサポートしております。</p> <p>また、住宅ローン審査時及び定期的な担保評価替えにおいて必要となる担保物件の物件調査、重要事項説明書作成、不動産調査、測量、図面作成等に関連する業務を受託しております。</p> <p>連結子会社の株式会社中央グループでは、建築事業者に対し建築の申請から各種申請用図面の作成、検査・アフターフォローまでワンストップでトータルサポートを行う住宅建築支援ツール「ARCHITECT RAIL（アーキテクト・レール）」の提供を行うとともに、測量、建築設計等の専門サービスを提供しております。</p> <p>② 人材派遣サービス</p> <p>当社グループでは、金融機関等に対して人材派遣サービスを提供し、金融機関等の事務合理化の実現に向けたサポートを行っております。</p>
不動産オークション事業	<p>不動産オークション事業においては、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託にて、主に税理士等の土業専門家からの相談に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産取引の機会の場を提供しております。これにより売買後のトラブルや紛争を未然に回避することができるほか、取引価格については入札方式を採用することによって透明性の高い価格形成が可能となり、不動産取引の利便性、安全性の向上に寄与しております。</p>

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(6) 主要な営業所 (2023年2月28日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階
横浜オペレーションセンター	神奈川県横浜市西区楠町4番地7 横浜楠町ビル3階
さいたまオペレーションセンター	埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目5番5号 北浦和大栄ビル5階

② 子会社

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階
株式会社中央グループ	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目4番15号
株式会社サムポローニア	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階

(7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エスクローサービス事業	60 (18) 名	34名増 (6名増)
BPO事業	118 (79)	3名増 (9名増)
不動産オークション事業	5 (5)	1名減 (1名増)
全社 (共通)	37 (5)	1名減 (1名増)
合 計	220 (107)	35名増 (17名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び人材派遣会社からの派遣社員は () 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、本社部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて35名増加したのは、主として2022年6月に新設した株式会社サムポローニアの事業譲受によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
111 (92) 名	2名減 (16名増)	41.6歳	4.7年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び人材派遣会社からの派遣社員は () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 **50,000,000株**
- ② 発行済株式の総数 **45,950,238株(自己株式2,299,035株含む)**
 (注) 発行済株式の総数は、譲渡制限付株式の交付により231,869株増加しております。
- ③ 株主数 **12,807名**
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社中央グループホールディングス	18,600,000株	42.61%
本間 英明	3,145,821	7.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,912,400	6.67
株式会社T S インベスター	666,300	1.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	446,900	1.02
日本証券金融株式会社	344,400	0.78
K I A F U N D 1 3 6	319,655	0.73
千原 一成	308,098	0.70
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	279,100	0.63
喜多 利之	228,000	0.52

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,299,035株保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (2,299,035株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に会社役員に対し報酬等として交付した株式

当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（うち社外取締役）	当社普通株式 209,577 (4,190) 株	8 (3) 名

(注) 上記株式は当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年7月21日の取締役会決議に基づき、子会社の取締役に対して、譲渡制限付株式報酬として、普通株式22,292株を発行しました。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	本 間 英 明	
取締役副会長	喜 沢 弘 幸	最高情報セキュリティ責任者
代表取締役社長	成 宮 正 一 郎	不動産事業本部担当
取締役	太 田 昌 景	管理本部担当
取締役	増 山 雄 一	執行役員 金融事業本部長
取締役	臺 祐 二	公認会計士臺祐二事務所 所長 NTT都市開発リート投資法人 監督役員
取締役	前 中 潔	
取締役	加 川 明 彦	
常勤監査役	水 落 一	
監査役	山 本 隆	山本隆法律事務所 所長
監査役	野 口 正 敏	

(注)1.取締役臺祐二氏、取締役前中潔氏及び取締役加川明彦氏は社外取締役であります。

2.監査役山本隆氏及び監査役野口正敏氏は社外監査役であります。

3.常勤監査役水落一氏は、長年における金融機関での豊富な経験・実績から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4.当社は、取締役臺祐二氏、取締役前中潔氏、取締役加川明彦氏、監査役山本隆氏及び監査役野口正敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を指名・報酬委員会における審議を経た上で、取締役会の決議により定めております。その概要は、以下のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益との連動にも配慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての金銭による基本報酬と、譲渡制限付株式報酬により構成する。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は非金銭報酬により付与することがある。非金銭報酬は、毎年、定時株主総会終了後の最初に開催される定時取締役会にて、上記の基本報酬に対して職責に応じて決定する一定の係数を乗じた金額に相当する株数を、譲渡制限付株式報酬として、その定時取締役会から1か月以内に付与する。なお、業績連動報酬としての非金銭報酬は、各位の職責のみならず、業績への直接的・間接的な貢献可能性を加味して基本報酬に対して乗ずる係数を決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、委員の過半数を社外役員とし、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会(及びその委任を受けた代表取締役会長)は指名・報酬委員会の答申内容で示された種類別の報酬割合を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、非金銭報酬等の額及びそれらの支給時期の決定を含むものとする。当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、代表取締役会長は指名・報酬委員会に必ず原案の作成を諮問し答申を得るものとする。代表取締役会長は、当該答申の内容を最大限に尊重して個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととする。なお、譲渡制限付株式報酬については、その発行にあたり取締役会による決定を要する。

6.その他個人別報酬の内容決定に関する重要な事項

譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして長期にわたり機能させるため、実質的に取締役の任期満了による退任時まで他人への譲渡が出来ないように支給の都度譲渡制限期間を付すものとし、また、取締役の任期満了前にその地位を失った場合は原則的に当社により無償取得されるものとする。

なお、当社は2023年4月19日の取締役会において、当該方針の一部を変更し、新たに決議しています。

当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。変更点は次のとおりです。（下線部は変更部分を示します。）

3.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は非金銭報酬により付与することができる。非金銭報酬は、毎年、定時株主総会終了後の最初に開催される定時取締役会にて、上記の基本報酬に対して職責に応じて決定する一定の係数を乗じた金額に相当する株数を、譲渡制限付株式報酬として、その定時取締役会から1か月以内に付与することができる。なお、業績連動報酬としての非金銭報酬は、各位の職責のみならず、業績への直接的・間接的な貢献可能性を加味して基本報酬に対して乗ずる係数を決定する。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、付与する場合の非金銭報酬等の額及びそれらの支給時期の決定を含むものとする。当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、代表取締役会長は指名・報酬委員会に必ず原案の作成を諮問し答申を得るものとする。代表取締役会長は、当該答申の内容を最大限に尊重して個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととする。なお、譲渡制限付株式報酬については、その発行にあたり取締役会による決定を要する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役	139,100	104,100	35,000	8
（うち社外取締役）	(9,100)	(8,400)	(700)	(3)
監査役	13,200	13,200	－	3
（うち社外監査役）	(7,200)	(7,200)	(－)	(2)
合 計	152,300	117,300	35,000	11
（うち社外役員）	(16,300)	(15,600)	(700)	(5)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、設立当時に年額200,000千円以内とすることを決議しております。設立当時の取締役の員数は、4名です。
 2. 監査役の報酬限度額は、設立当時に年額30,000千円以内とすることを決議しております。設立当時の監査役の員数は、1名です。
 3. 2021年5月27日開催の第14期定時株主総会において固定報酬とは別枠で、非金銭報酬等として、事前・無償交付型の譲渡制限付株式を各事業年度当たり400,000株以内（うち社外取締役は年40,000株以内）とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。
 4. 譲渡制限付株式報酬には中期経営計画（2022年2月17日公表）の達成を条件とした業績連動報酬が含まれており、その金額は、取締役16,200千円（うち社外取締役－千円）及び監査役－千円（うち社外監査役－千円）であります。業績連動報酬の解除条件となる業績指標は、中期経営計画に基づき、2025年2月期の連結業績が営業利益1,000百万円以上であることとしております。
 5. 上記報酬額に含まれる取締役に対する譲渡制限付株式報酬の当事業年度に係る費用計上額は29,432千円であります。
 6. 取締役会は、代表取締役会長本間英明氏に対し各取締役の基本報酬の額、非金銭報酬等の額及びそれらの支給時期の決定を委任しております。委任した理由は、当社の経営環境や業績、取締役の所管業務の職責等から各取締役の業務について評価を行うのは代表取締役会長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会に必ず原案の作成を諮問し答申を得るものとしており、代表取締役会長は、当該答申の内容を最大限に尊重して個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととしております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役臺祐二氏は、公認会計士臺祐二事務所の所長及びNTT都市開発リート投資法人の監督役員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役山本隆氏は、山本隆法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

主な活動状況 期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役 臺 祐二	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から経営全般について適宜発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回のうち全てに出席しており、委員会において重要な役割を果たすなど、当社の経営陣幹部に係るサクセッションプランの検討、取締役の報酬決定プロセスの客観性、透明性確保に貢献しました。
取締役 前中 潔	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融業界での長年の経験を活かし、経営全般について適宜発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち全てに出席しており、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の経営陣幹部に係るサクセッションプランの検討、取締役の報酬決定プロセスの客観性、透明性確保に貢献しました。
取締役 加川 明彦	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融業界での長年の経験を活かし、経営全般について適宜発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち全てに出席しており、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の経営陣幹部に係るサクセッションプランの検討、取締役の報酬決定プロセスの客観性、透明性確保に貢献しました。
主な活動状況	
監査役 山本 隆	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに、また監査役会17回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般について適宜発言を行っており、中立的・客観的な視点から監査を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち全てに出席しており、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の経営陣幹部に係るサクセッションプランの検討、取締役の報酬決定プロセスの客観性、透明性確保に貢献しました。
監査役 野口 正敏	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに、また監査役会17回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融業界での長年の経験を活かし、経営全般について適宜発言を行っており、中立的・客観的な視点から監査を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役が会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の取締役、監査役であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社及び連結子会社が負担しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、積極的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

また、利益の状況、翌期以降の収益見通し、キャッシュ・フローの状況、並びに配当性向などを総合的に勘案の上、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、毎期継続的な配当を実施することを原則としております。

当期の配当につきましては、1株当たり4円とすることといたしました。次期の配当につきましては、1株当たり4円の予定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	3,334,680
現金及び預金	2,720,002
売掛金	673,579
その他	119,880
貸倒引当金	△178,782
固定資産	885,086
有形固定資産	101,519
建物	101,053
リース資産	33,737
その他	112,504
減価償却累計額	△145,774
無形固定資産	471,312
ソフトウェア	366,876
ソフトウェア仮勘定	63,776
その他	40,659
投資その他の資産	312,254
投資有価証券	82,053
差入保証金	136,148
繰延税金資産	87,824
その他	6,227
資産合計	4,219,766

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	838,657
買掛金	158,794
未払法人税等	77,099
賞与引当金	110,125
その他	492,638
固定負債	64,394
資産除去債務	37,603
長期未払金	13,986
その他	12,804
負債合計	903,051
(純資産の部)	
株主資本	3,311,714
資本金	670,844
資本剰余金	785,684
利益剰余金	2,403,457
自己株式	△548,271
その他の包括利益累計額	5,000
その他有価証券評価差額金	5,000
純資産合計	3,316,715
負債純資産合計	4,219,766

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,710,804
売上原価		2,085,505
売上総利益		1,625,299
販売費及び一般管理費		1,417,159
営業利益		208,139
営業外収益		
受取利息	27	
受取賃貸料	37,899	
補助金収入	29,400	
その他	3,182	70,509
営業外費用		
支払利息	32	
賃貸費用	28,059	
投資事業組合運用損	4,895	
その他	269	33,256
経常利益		245,392
特別損失		
減損損失	14,296	14,296
税金等調整前当期純利益		231,095
法人税、住民税及び事業税	168,280	
法人税等調整額	△13,325	154,954
当期純利益		76,141
親会社株主に帰属する当期純利益		76,141

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	1,753,322
現金及び預金	1,411,533
売掛金	410,875
前渡金	11,690
前払費用	32,397
その他	64,792
貸倒引当金	△177,966
固定資産	1,051,656
有形固定資産	79,069
建物	93,453
工具、器具及び備品	62,906
リース資産	22,033
減価償却累計額	△99,325
無形固定資産	165,087
ソフトウェア	161,493
商標権	1,155
特許権	2,438
投資その他の資産	807,500
関係会社株式	351,837
差入保証金	124,648
投資有価証券	82,053
関係会社長期貸付金	222,814
長期前払費用	463
繰延税金資産	25,682
資産合計	2,804,979

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	244,165
買掛金	51,823
リース債務	811
未払金	88,789
未払法人税等	13,076
未払消費税等	27,501
前受金	9,079
預り金	6,706
前受収益	2,762
賞与引当金	42,314
その他	1,302
固定負債	66,138
リース債務	1,644
長期預り敷金	30,132
資産除去債務	34,362
負債合計	310,304
(純資産の部)	
株主資本	2,489,674
資本金	670,844
資本剰余金	785,684
資本準備金	685,844
その他資本剰余金	99,840
利益剰余金	1,581,416
その他利益剰余金	1,581,416
投資損失準備金	32,650
繰越利益剰余金	1,548,766
自己株式	△548,271
評価・換算差額等	5,000
その他有価証券評価差額金	5,000
純資産合計	2,494,674
負債純資産合計	2,804,979

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,908,268
売上原価		1,113,277
売上総利益		794,991
販売費及び一般管理費		854,913
営業損失 (△)		△59,921
営業外収益		
受取利息	486	
受取賃貸料	37,899	
その他	1,048	39,434
営業外費用		
支払利息	32	
賃貸費用	28,059	
投資事業組合運用損	4,895	
その他	10	32,997
経常損失 (△)		△53,485
特別損失		
減損損失	14,296	14,296
税引前当期純損失 (△)		△67,782
法人税、住民税及び事業税	51,477	
法人税等調整額	△3,252	48,225
当期純損失 (△)		△116,007

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月19日

株式会社エスコロー・エージェント・ジャパン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 川村 敦

公認会計士 梶原 崇宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスコロー・エージェント・ジャパンの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスコロー・エージェント・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月19日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶原 崇宏

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの2022年3月1日から2023年2月28日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月19日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン監査役会

常勤監査役 水落 一 印

監査役 山本 隆 印

監査役 野口正敏 印

(注) 監査役山本隆及び監査役野口正敏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

参考情報 会社グループの概要

基本データ（2023年2月28日現在）

商号	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
本社	〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 TEL：03-6703-0500
設立	2007年4月
資本金	670百万円
従業員	連結：220名 単独：111名

グループ会社

商号	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託
本社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
設立	2014年5月
資本金	100百万円
商号	株式会社中央グループ
本社	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目4番15号
設立	1985年11月
資本金	10百万円
商号	株式会社サムポローニア
本社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
設立	2022年6月
資本金	10百万円

株主メモ

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
定時株主総会基準日	2月末日
期末配当基準日	2月末日
単元株数	100株
株主名簿管理人/ 特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
同連絡先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL：0120-782-031（フリーダイヤル）
公告方法	電子公告 URL: https://www.ea-j.jp/ir/public-notice.html ※ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に公告します。

※株主様の住所変更その他各種手続きにつきましては、株主様ご自身が証券口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にて承ります。詳細は各口座管理機関までお問い合わせください。
※特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社までお問い合わせください。

第16期 期末配当金のお支払いについて

第16期 期末配当金（基準日：2023年2月28日）につきましては、2023年5月26日（金）よりお支払いを開始いたします。
「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、2023年6月30日（金）までに、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局などにてお受け取りください。

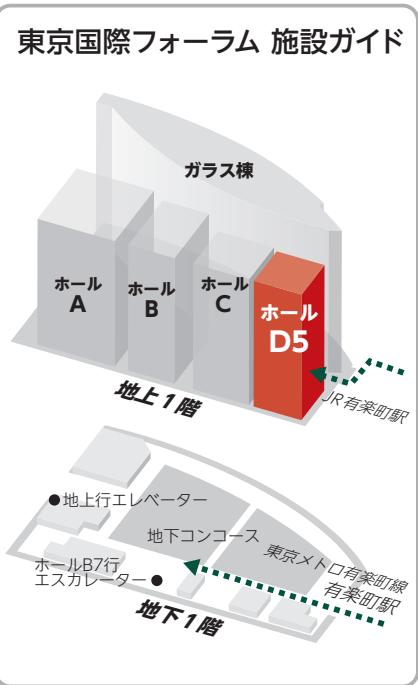
配当金の口座振込みについて

配当金のお受け取りは、口座振込みが便利です。
口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始日に、ご指定の口座にて確実にお受け取りいただけます。

- 証券口座で受け取る
株式をお預けの証券会社の口座で、配当金をお受け取りいただけます。
- 銀行口座で受け取る
ご指定の銀行口座で配当金をお受け取りいただけます。
配当金のお受け取り方法のご変更につきましては、お取引の証券会社にてご確認のうえ、手続きください。

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5



交通手段のご案内

JR 山手線 京浜東北線
有楽町駅
国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ
有楽町線 有楽町駅
D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

〈ご参考〉

JR東京駅	丸の内南口より徒歩5分 (京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)		
東京メトロ	日比谷線	日比谷駅 徒歩5分	銀座駅 徒歩6分
	銀座線	銀座駅 徒歩7分	京橋駅 徒歩7分
	千代田線	日比谷駅 徒歩7分	
	丸の内線	銀座駅 徒歩5分	
都営地下鉄	三田線	日比谷駅 徒歩5分	



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。